

税の窓口

地域庁舎での税の手続きは市民福祉課へ

☎本所課税課 ☎内線201または本所納税課 ☎内線216へ

各地域庁舎の税の窓口は、これまでの税務事務室及び税務担当窓口を廃止し、各地域庁舎市民福祉課に一部を移管しました。市税の納付、原付・小型特殊自動車の登録・廃止届等は、これまでと同様に各地域庁舎で手続きができます。市・県民税の申告受付会場も変わりません。税に関する相談やお問合せは、本所課税課及び本所納税課で受け付けます。

選挙

山形県議会議員選挙

☎本所選挙管理委員会事務局 ☎内線643

■投票に行きましょう

4月12日㊤執行の山形県議会議員選挙の選挙公報は、4月6日㊤以降に各世帯へ配付します。山形県選挙管理委員会HPにも掲載しますのでご覧ください。

生活・環境

連休期間中のごみ収集、ごみの分け方・出し方基本ルール

☎廃棄物対策課 ☎内線677または各地域庁舎市民福祉課へ

■連休期間中のごみ収集

4月29日㊤

…通常収集します

5月4日㊤・5日㊤・6日㊤

…収集しません

■資源回収運動に参加しましょう

本市では、事前に登録して資源回収運動を実施した子供会、町内会等の団体に対し、資源ごみの回収量に応じて報奨金を交付しています。回収品目の古紙類には、ティッシュペーパーやお菓子の箱、包装紙、紙袋、封筒、ハガキ、台紙、紙の芯等の雑がみも含まれます。

ごみの減量と資源のリサイクルにご協力をお願いします

■ごみの分け方・出し方の基本ルール

- ▷ごみは所属する町内会のごみステーションに、指定された時間までに出してください。他の町内には出せません。
- ▷「ごみ収集カレンダー」で収集日を確認してください。曜日違いのものは収集しません。
- ▷指定袋以外で出されたものや、分別されていないものは収集しません。
- ▷ごみが多い場合は、数回に分けて出すか、直接各施設に持ち込んでください（有料）。
 - もやすごみ
 - …クリーンセンター（市内宝田三丁目）☎22 - 2849
 - 不燃ごみ
 - …リサイクルプラザ（市内水沢）☎35 - 3557

- ▷商店や飲食店、会社、医院、農林漁業等から出る「事業系ごみ」はごみステーションには出せません。
- ▷在宅医療に伴うごみは、医療機関・薬局等からきちんと指導を受けた「感染性・危険性のないもの」だけ「もやすごみ」として収集します。
- ▷ごみの分別について、詳しくは「生活系ごみの分け方・出し方」をご覧ください。ご家庭にない場合は、市役所本所・各地域庁舎、クリーンセンター、各コミュニティセンターで差し上げます。

公募

鶴岡市民歌制定委員会公募委員募集

☎本所総務課 ☎内線313または各地域庁舎総務企画課へ

鶴岡市民歌の制定に当たり、必要な検討及び協議を行うため、鶴岡市民歌制定委員会を設置します。

- ◎対象 次の全てに該当する方3人以内（地方公共団体の議会の議員及び常勤の公務員を除く）
- ▷市内に住所を有する方
 - ▷今年4月1日現在で満20歳以上の方
 - ▷平日日中に開催する会議（年数回）に出席できる方

- ◎申込み 4月1日㊤～24日㊤に市民歌に関する考え400字程度等を記載した申込書を同課へ（詳しくは市HP。申込書は同課で配布するほか、市HPからダウンロードもできます）
- ※選考結果は5月8日㊤まで申込者へ通知。

生活困窮者支援制度

☎鶴岡地域生活自立支援センター ☎29 - 1729

今年4月に生活困窮者の支援制度が始まります。4月から本所1階に相談窓口を設置（開庁日〈担当は福祉課〉）しますので、仕事や生活に困っている方はご相談ください。相談窓口では、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

運行経路と運行時刻の一部変更

☎羽黒庁舎総務企画課 ☎内線227

5月1日☎から、上川代・小増川線では「玉川」を、今野線では「河原」を新たなバス停として経由します。これに伴い運行時刻も変更となります。また、4月1日の各施設改称に伴い、バス停の名称は「広瀬公民館」が「広瀬地区地域活動センター」に、「四小公民館」が「羽黒第四地区地域活動センター」に変更となります。詳しくは、「にこにこバス」内のチラシや市HPをご覧ください。

請求忘れはありませんか？

鶴岡市交通災害共済の見舞金

☎本所コミュニティ推進課 ☎内線122または各地域庁舎総務企画課へ

鶴岡市交通災害共済は、事業廃止となりましたが、今年3月31日までの交通事故に対して、4月1日以降も一定の期間、見舞金を請求することができます。

請求期間は、**交通事故の発生した日から18か月**です。ご注意ください。

■請求に必要な書類等

1. 見舞金請求書
2. 事故発生年度の加入者証
3. 交通事故証明書等
4. 交通災害共済用診断書
5. 口座振込用請求書
6. 印鑑等

移転しました

消防署温海分署

☎消防本部総務課 ☎22 - 8330

消防署温海分署は、3月2日に移転し、業務を開始しています。

■新所在地

〒999 - 7204
市内湯温海字湯之尻289
☎43 - 2132
(電話番号は変更ありません)

高齢者・介護者支援

より身近な「地域包括支援センター」を目指して

☎お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは、高齢者や介護者等が地域で安心して暮らせるように支援する総合相談機関です。地域に身近な機関として市民の皆さんが相談しやすい体制を作るため、委託再編を計画的に進め

てきましたが、平成26年度をもって鶴岡市地域包括支援センターを廃止することとなりました。今年4月からの体制と担当地域は下記のとおりです。

地域包括支援センター名	所在地	電話番号	担当地域
鶴岡市社会福祉協議会地域包括支援センター			
本センター	西新斎町14 - 26	29 - 1626	第六学区、京田、大泉
なえづ支所	ほなみ町3 - 1	25 - 9275	第二学区、斎、黄金
おおやま支所	大山三丁目34 - 1	33 - 0202	上郷、大山
とようら支所	三瀬字菖蒲田67 - 1	38 - 8150	三瀬、由良、小堅
くしびき支所	三千刈字藤掛1	57 - 5300	櫛引
あつみ支所	温海戊577 - 1 (温海庁舎2階)	43 - 2301	温海
地域包括支援センターつくし	馬場町1 - 34	29 - 1256	第三学区、湯田川、田川
健楽園地域包括支援センター	美原町3 - 7	25 - 0888	第一学区、第四学区
永寿荘地域包括支援センター	宝田二丁目7 - 29	29 - 2900	第五学区、栄
しおん荘地域包括支援センター	湯野浜一丁目19 - 28	76 - 3762	加茂、湯野浜、西郷
地域包括支援センターふじしま	藤の花一丁目18 - 1	78 - 2370	藤島
地域包括支援センターかみじ荘	羽黒町手向字薬師沢198 - 3	62 - 2026	羽黒
地域包括支援センターあさひ	熊出字東村157 - 2	58 - 1068	朝日

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

問 介護保険料……………本所長寿介護課 ☎内線183または各地域庁舎市民福祉課へ
 問 国民健康保険税……………本所課税課 ☎内線205
 問 後期高齢者医療保険料…本所国保年金課 ☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

- 4月以降に受給する年金からの仮徴収(差引き)が始まります -

次に該当する方は、4月に平成27年度保険料(税)の仮徴収が始まります。今回お送りする通知書に記載されている保険料(税)額は、平成26年度の状況を基に計算した仮の保険料(税)額です。確定保険料(税)額については7月に改めてお知らせします。また、6月以降に新たに年金からの差引きが始まる方については、年金受給前にお知らせします。

※現在、既に年金からの差引きになっている方は…

仮徴収額決定の通知書は送付しませんが、引き続き、仮徴収として、原則2月に差引きされた額と同額を4月・6月・8月に支給される年金から差引きします。

■ 4月に新たに仮徴収が始まる方

《介護保険料》

65歳以上の方

昭和24年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差引きの対象となった方
→4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします

《国民健康保険税》

65歳以上75歳未満の方

世帯主が昭和24年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差引きの対象世帯となった方
→3月中に仮徴収額決定通知書をお送りしています

《後期高齢者医療保険料》

原則75歳以上の方

平成26年6月1日～10月2日に後期高齢者医療制度に加入し、新たに年金からの差引きの対象となった方
→4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします

■ 年金からの差引きの対象となる方

条件	介護	国保	後期
①差引きの対象となる年金の額が年額18万円以上である	①と②の両方に該当する方	①～⑤の全てに該当する方	①～③の全てに該当する方
②差引きの対象となる年金が借入れ等の担保になっていない			
③国民健康保険税または後期高齢者医療保険料のどちらか、介護保険料を足した額が、年金額の半分よりも少ない			
④世帯主が国民健康保険の被保険者である			
⑤世帯内の国民健康保険被保険者の方全員が65歳以上75歳未満である			

■ 年金からの差引きが始まる時期

介護保険料・国民健康保険税	後期高齢者医療保険料 (後期高齢者医療制度に加入した日)	年金からの差引きが始まる時期
昭和24年4月3日～10月2日生まれ	平成26年6月1日～10月2日	平成27年4月
昭和24年10月3日～12月2日生まれ	平成26年10月3日～12月2日	〃 6月
昭和24年12月3日～昭和25年2月2日生まれ	平成26年12月3日～平成27年2月2日	〃 8月

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、年金からの差引きから「口座振替」による支払いに変更することができます。希望する方はお問い合わせく

ださい。介護保険料は、年金からの差引きになった場合は、他の支払い方法に変更することができませんのでご了承ください。

「若者の発想とエネルギーを生かした鶴岡のまちづくり」

鶴岡まちづくり塾の第4期メンバーを募集します

■本所政策企画課内「鶴岡まちづくり塾」事務局 ☎内線524または各地域庁舎総務企画課へ

■「鶴岡まちづくり塾」をご存知ですか？

鶴岡まちづくり塾は鶴岡総合研究所の取り組みとして、市民と行政の協働のまちづくりを推進するとともに、若者の発想とエネルギーを鶴岡のまちづくりに生かすことを目的として平成21年度から活動を行っているものです。

メンバーはおおむね20歳～40歳の市民と市職員の有志で構成され、現在は約90人が在籍しており、6つの地域ごとのグループに分かれて特色

ある地域資源を有効活用しながら実践的なまちづくり活動を行っています。他にも、市政運営の基本となる「鶴岡市総合計画実施計画」への施策の提言や、市内の文化財や地域資源を巡る現地学習会などを開催しています。

また、こうした活動を通してメンバーの間に地域や職域を越えたコミュニケーションの輪が広がっています。

■「鶴岡まちづくり塾」ではこんな取り組みを行っています

羽黒グループ

観光ガイドブック「はちこの皇子物語り」「松ヶ岡かいこん物語り」を発刊し、地域の小学校高学年と市内全小学校の図書館等へ寄贈しました。



櫛引グループ

農・食・手しごとをキーワードに、丹精込めて作ったものを集めた「こしゃってマルシェ」を開催。全3回の開催で計2,300人以上の来場者がありました。



※このほかにも、まちづくり塾では様々な取り組みを行っています。詳しくは、市HPをご覧ください。

■第4期メンバーを募集します

鶴岡まちづくり塾では、鶴岡をより一層元気にするため、ともに活動するメンバーを募集しています。意欲を持って取り組んでくれる方の応募をお待ちしています。公募期間終了後の途中加入については、個別にご相談ください。

■応募資格

- ▷市内に在住または在勤でおおむね20歳～40歳の方
- ▷月1回程度の会議への出席と、仕事や学業等と並行して自主的な活動が可能の方
- ▷まちづくりに関心と熱意がある方

■活動期間

平成27年5月～29年3月

■応募方法

4月1日⑧～21日⑨に応募申込書を本所政策企画課または各地域庁舎総務企画課へ（応募申込書は同課で配布するほか、市HPからダウンロードもできます）

■選考方法・選考結果の通知

書類選考後、選考結果を郵送で通知

■その他

報酬の支給はありません

荘内病院職員募集（薬剤師）【平成27年8月1日採用予定】

☎荘内病院総務課 ☎26 - 5111内線6341

■受験資格・募集人員

▷ 昭和56年4月2日以降に生まれ、薬剤師免許を取得している方（若干名）

■試験日時・会場

- ▷ 1次試験…5月10日⑩午前10時（同院）
- ▷ 2次試験…1次試験合格者を対象に6月上旬実施予定（同院）

■申込み受付

- ▷ 4月3日⑩～21日⑩に、申込書を同院総務課へ（郵送の場合は21日⑩までの消印有効）
- ▷ 市HP「電子申請」からも手続きができます

■試験案内・申込書等の交付

- ▷ 同院総務課及び市役所本所職員課で交付

- ▷ 郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験案内請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を明記したA4判用の角形2号封筒。折り畳んでも構いません）、140円分の切手、応募職種・連絡先を記入したメモを同封して、同院総務課（〒997-8515市内泉町4-20）へ
- ▷ 市HP及び同院HPからダウンロードすることもできます

調査員募集

日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする、5年に一度の国の最も重要な統計調査 平成27年国勢調査 調査員を募集します

☎本所政策企画課 ☎内線703または各地域庁舎総務企画課へ

■仕事の内容は大きく5つです

- ① 調査員説明会に参加
- ② 担当する地域の確認
- ③ 調査についての説明と調査書類の配布
- ④ 調査票の回収
- ⑤ 調査票の整理と提出

■熱意ある方の応募をお待ちしています

国勢調査員として調査業務に理解と熱意を持って携わっていただける原則20歳以上の方を募集します。国勢調査員の身分は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員です。業務期間は今年8月下旬から10月までの予定です。薄謝ですが報酬も支給されます。詳しくはお問い合わせください。

健康



平成27年度の特定健診・特定保健指導が始まります

▼特定健診 来年3月末までに40歳以上となる市国民健康保険（市国保）及び後期高齢者医療保険の加入者へ受診券を送付しています。ただし、かかりつけ医での受診を希望した後期高齢者医療保険加入者には5月末に送付します。

受診する際は受診券と保険証が必要です（来年3月末で66歳以上の方は介護保険証も必要）。別途質問票や人間ドック受診券が送付されている方は併せてお持ちください。かかりつけ医で受診する場合は期間は6月～9月です。5月1日以降に市国保に加入する方で、特定健診を希望する場合は事前にお問い合わせください。

▼特定保健指導 特定健診の結果、生活習慣の改善等の必要がある方に対し、健診実施機関または本市から特定保健指導の案内を送付します。保健師や管理栄養士が専門的に適切なアドバイスを行います。自己負担はありません。☎健康課（にこふる） ☎内線366、本所国保年金課 ☎内線125または各地域庁舎市民福祉課へ

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種

定期接種とは、「予防接種法」に基づき実施する予防接種です。この制度

では、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方を対象に、平成30年度までに1人1回、接種の機会を設けています。31年度以降は65歳となる方のみが対象となります。

本市では、高齢者の死因の第3位である肺炎の発症や重症化を防ぐため、法に基づき対象者に肺炎球菌予防接種費用の一部（4,000円）を助成します。対象者には、接種券（兼予診票）を送付します。接種を希望する方は、医療機関に予約の上、受診しましょう。☎このワクチンを接種したことがなく、

今年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方（60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方（身体障害者手帳1級）も対象） ☎健康課 ☎内線374または各地域庁舎市民福祉課へ

平日は忙しくて時間が取れない方等に 日曜日がん検診

☎①5月31日⑩、②7月5日⑩、③9月6日⑩ ■受付時間 午前7時30分～9時 ☎荘内地区健康管理センター
対本市に住民登録している40歳以上の方で職場のがん検診がない方各回先着40人 内胃がん・大腸がん・肺がん検診（原則全て受診） 費1,700円
☎①4月20日⑩まで、②5月27日⑩まで、③7月27日⑩まで、健康課 ☎内線366または各地域庁舎市民福祉課へ
他生活保護世帯、市民税非課税世帯の方には減免制度あり（事前申請必要）

福祉



民生委員児童委員が 委嘱されました

困りごとなど気軽にご相談ください。
次の方が委嘱されました。(敬称略)

▽第3民生区(第三学区)：佐藤令子
(上畑町南部) ▽朝日地区(朝日地域)

：清野美智夫(主任児童委員)

岡本所福祉課☎内線139

認知症高齢者等 見守りサービス事業

在宅で介護している家族が外出する
ときや介護疲れで休息したいとき等に
見守り支援員が訪問し、認知症高齢者
等の見守りや話し相手等をします。

☒市内在住の認知症高齢者等(65歳以
上の方または40歳〜64歳の要介護認定
を受けている方)で日常生活自立度が
II a以上の方 ☒1か月当たり80時間
まで ☒1時間200円(生活保護世
帯は無料。利用料は利用時間帯によっ
て割増しになります) ☒各地域包括
支援センター・居宅介護支援センター、
本所長寿介護課☎内線193または各
地域庁舎市民福祉課へ ☒事前に担当
のケアマネジャーにご相談ください

はり・きゆう・マッサージ 等施術費の一部助成

☒満70歳以上の方 ☒市と協定してい
る、はり・きゆう・マッサージ師等か
ら受けた施術1回につき1,000円

の助成券を交付(年6枚、10月以降
の申請については年3枚) ☒年齢を
証明できるもの(保険証・免許証等)、
印鑑 ☒本所長寿介護課☎内線193
または各地域庁舎市民福祉課へ ☒鶴
岡地域では各地区コミュニティセンタ
ーでも受け付けます(学区コミュニティ
センターを除く)

リフト付タクシーを利用す る方へ助成券を交付します

☒市内在住の、65歳以上で市民税非課
税の方または40歳〜64歳で要介護認定
を受けている市民税非課税の方で、通
院等の際に車椅子やストレッチャー専
用タクシーの利用が不可欠な方 ☒医
療機関への通院や入院のため、リフ
ト付タクシーを利用する場合に、1枚
当たり初乗り運賃相当額のサービス券
を月4枚、年間48枚を限度に交付 ☒
印鑑 ☒各地域包括支援センター、本
所長寿介護課☎内線193または各地
域庁舎市民福祉課へ

日常生活用具を給付します

▼火災警報機・自動消火器 ☒65歳以
上で市民税非課税の、避難が著しく困
難なひとり暮らし高齢者等(要介護2
以上または認知症自立度II a以上)
▼電磁調理器 ☒65歳以上で市民税非
課税の、心身機能の低下に伴い防火等
の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等
(要支援2以上)

▼共通 ☒印鑑 ☒各地域包括支援セ
ンター、本所長寿介護課☎内線193

障害者手帳の交付

または各地域庁舎市民福祉課へ
障害の内容、程度に応じて各手帳が
交付されます。交付申請を受け付けて
いますので交付を受けたい方はご相談
ください。

▼身体障害者手帳 ☒手・足・目・耳・
言語・そしゃく機能・心臓・腎臓・呼
吸器・ぼうこう・小腸・直腸・肝臓・
免疫等の身体機能に障害がある方
▼療育手帳 ☒発達期に知的機能の障
害がみられ、日常生活に制限のある方
▼精神障害者保健福祉手帳 ☒精神の
疾患があり、日常生活に制限のある方

▼共通 ☒本所福祉課☎内線136ま
たは各地域庁舎市民福祉課へ ☒既に
手帳をお持ちの方で、手帳に記載され
ている住所と現住所が異なる方は「居
住地変更届」が必要です。手帳と印鑑
をお持ちの上、届出をしてください

年金・医療



国民年金からのお知らせ

▼平成27年度の国民年金保険料が変更
されました 4月分以降の保険料は月
額1万5,590円です(年間保険料
は18万7,080円)。

▼保険料の前納制度について 保険料
1年分を一括で4月30日☒までに納付
すると割引になります。納付書で納付
する場合は納付額は18万3,760円

(3、320円割引)、口座振替で納付
する場合は納付額は18万3,160円
(3、920円割引)です(6か月分
の前納もできます)。

▼当月口座振替(早割制度)もお得で
す その月の保険料をその月の末日に
口座振替で納付すると、月額50円割引
され、保険料は1万5,540円にな
ります。なお、前納・早割制度を利用
した方が、会社等に勤めた場合や、死
亡した場合等、国民年金の被保険者の
資格を喪失したときは、資格を喪失し
た月以降の保険料が還付されます。

☒鶴岡年金事務所☎23・5040、本
所国保年金課☎内線113または各地
域庁舎市民福祉課へ

小・中学生に係る子育て支援医 療証の手続きはお済みですか？

本市では、昨年7月1日から、全て
の小・中学生に対して外来・入院の区
別なく医療費の全額助成を行っていま
す。助成を受けるには医療証の交付が
必要です。医療証をお持ちでない方は
申請をしてください。なお、医療証の
適用は申請月の初日までしか遡れませ
んのでご注意ください。

☒子供の保険証、扶養者の印鑑 ☒本
所国保年金課☎内線128または各地
域庁舎市民福祉課へ

福祉医療証(身・子・親) をお持ちの方へ

福祉医療で負担した医療費が高額療
養費の対象となった場合は、市が代理
で保険者へ高額療養費請求(代理請求)

を行います。該当した場合は、高額療養費代理請求及び受領委任状を送付します。必要事項を記入し、提出してください。

また、県外の医療機関で受診した場合は、医療機関窓口での自己負担額の助成は受けられません。後日、支給申請においでください。

印鑑、領収書、保険証、福祉医療証通帳（未成年の場合は健康保険で扶養している方名義のもの）**問**本所国保年金課**☎**内線128または各地域庁舎市民福祉課へ

税



市税及び保育料の口座振替済通知書を希望する方へお送りします

平成26年度中に市税及び保育料を口座振替で納付した方で、希望する方には「口座振替済通知書」をお送りします（今回〈26年度〉分から一斉送付が廃止となりました）。納付額の確認用として同通知書が必要な方は本所納税課**☎**内線219へご連絡ください。送付時期は4月中旬です。

確定申告や市・県民税申告がお済みでない方へ

申告が済んでいないと、所得・課税証明書を発行できない場合があります。確定申告が必要な方は税務署へ、市・県民税申告が必要な方は本所課税課へ速やかに申告書を提出してください。

また、既に確定申告をした方で、計

算違いや所得・控除の追加がある方は、税務署にご相談ください。

問確定申告：鶴岡税務署**☎**22・140
1 市・県民税申告：本所課税課**☎**内線201

固定資産税の縦覧制度・縦覧制度

▼縦覧制度 固定資産税の納税者は、自己所有の土地・家屋の価格等と他の土地・家屋の価格等を比較できるように、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を見ることが出来ます。**問**納税者、納税者の代理人、納税者と一緒に世帯の家族

▼閲覧制度 納税義務者は、固定資産課税台帳（名寄帳）を閲覧し、自己の資産について登録された内容を確認できます。借地人・借家人も借用物件について確認できます。**問**納税義務者、納税義務者と同一世帯の家族、納税代理人、借地人・借家人、これらの代理人等

▼共通 **問**4月1日**☎**～6月1日**☎**
場本所課税課及び各地域庁舎市民福祉課 **費**無料（ただし課税台帳の写しの交付は有料） **問**免許証等（代理人は委任状、借地人・借家人は契約書等が必要） **問**本所課税課**☎**内線207

生活



4月の検針から水道メーター委託検針員が替わります

変更地区・検針員 温海地域（湯温

海、湯の里、温海、鈴、暮坪、五十川、安土、山五十川、戸沢、温海川、菅野代）：佐藤由美 **問**上下水道部総務課**☎**23・7609 **他**他の地区の検針員に変更はありません

浄化槽を設置・交換する方へ

▼合併浄化槽を設置する方への補助 今年度、鶴岡地域、羽黒地域の対象区域に合併浄化槽（5人槽～10人槽）を設置する方に補助金を交付します

▼合併浄化槽に交換する方への補助 対象区域において、単独浄化槽・汲み取り便槽を合併浄化槽に交換する方に、山形県浄化槽水環境保全推進事業に基づく補助金を交付します

▼排水設備工事を行う方への補助 対象区域において、合併浄化槽を設置するに当たり、排水設備工事（既設の汲み取り便所の改造または既設の単独浄化槽の廃止を伴うものに限る）を行う方に補助金または融資あつせん及び利子補給金の交付を行います

▼共通 **場**対象区域 公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水処理計画区域を除く区域 **問**鶴岡地域・羽黒地域の方：本所環境課**☎**内線720 その他地域の方：上下水道部下水道課**☎**25・5860 **他**いずれも予算の上限に達し次第終了となります

下水道（公共・集排）・市設置型浄化槽を「使用の方へ」

▼井戸水・温泉水など、水道水以外の水を使用している方は届出が必要です

水道水以外の水を下水道等へ排除することになった場合や、井戸水等の給水設備を変更し、下水道等への排水に変更が生じる場合は届出が必要です。また、計測装置（メーター）を取り付けていない場合で、使用人数等に変更があった場合も届出が必要です。

問上下水道部下水道課**☎**25・5860

町内会に加入しましょう

町内会（自治会・住民会等）は、同じ地域に住む人たちが助け合い、安全・安心で明るく住みよい地域を維持していく大切な組織で、ごみステーションの設置や清掃、防犯灯の管理及び広報の配付等も行っています。加入手続き等については、お住まいの町内会等へお問い合わせください。また、連絡先などが不明な場合は、本所コミュニティ推進課**☎**内線120または各地域庁舎総務企画課へお問い合わせください。

その他



紙おむつ等購入費助成事業で紙おむつを配達する事業所を募集します

■募集要件 ▼鶴岡市競争入札参加資格を有し所在区分が市内または準市内であること ▼紙おむつ等排せつ関連用品を取り扱っている事業所であること（紙おむつと尿とりパッドの取扱いは必須） ▼市内一円に配達可能であること ■業務開始 9月配達分から

【申5月15日】まで本所長寿介護課 ☎内線1993へ

新入学児童・園児の交通事故防止強化旬間

子供の交通事故防止と交通安全意識の高揚を運動の基本に、4月6日④～15日⑤の10日間実施されます。

新入学児童・園児は交通ルールや学路に慣れていません。「いつでもどこでも安全確認」を心掛け、子供たちを見守るとともに、思いやりのある運転で交通事故防止に努めましょう。

☎本所防災安全課 ☎内線1663

山菜採りの事故に注意!!

春の山菜採りシーズンを迎えます。出掛ける前に次のことを確認し、遭難事故に遭わないよう注意しましょう。

- ▽一人で出掛けない
- ▽行き先や帰る時間を家族に知らせて出発する
- ▽携帯電話等の通信手段を確保する
- ▽道に迷ったらむやみに動き回らない
- ▽早く出掛けて早く帰る

なお、ダニを媒介とする新たな感染症ウィルスの発生が報道されています。山に入る際は長袖を着用するなど肌を露出しない服装を心掛けましょう。

☎本所防災安全課 ☎内線1999

春の火災予防運動

「もういっかい火を消すまではまあだだよ」

4月9日④～22日⑤の2週間、住宅防火対策の推進等を重点目標に掲げ「春の火災予防運動」を実施します。

これからの時期、空気が乾燥し火災が発生しやすくなります。一人ひとりが火災予防に対する意識を持ち、安全で安心して生活できる地域を目指しましょう。詳しくは消防本部予防課 ☎22・8332へ。

農工商観連携・6次産業化相談窓口等をご利用ください

本市では、市内農林漁業者・商工業者等で農工商観連携及び6次産業化に取り組む意欲ある方々の相談に応じ、サポートを行うための「食文化創造都市・鶴岡 農工商観連携・6次産業化相談窓口」を本所農政企画室・商工課、各地域庁舎産業課に設置しています。気軽ににご相談ください。

また、6次産業化に関連する施策等の情報をまとめたガイドブックや、農業者向けの研修会等の情報を配信する「つるおか・アグリメール」(配信登録は随時募集)について、市HP「産業・経済」に掲載しています。

☎本所農政企画室内「つるおか農工商観連携総合推進協議会」 ☎内線588、本所商工課 ☎593または各地域庁舎産業課へ

地球環境に優しいグリーンカーテン

「ゴーヤの種と栽培用ネット無料配布

【回】4月23日④午前9時～10時30分(なくなり次第終了。予約不可) 【場】クリンセンター 【対】市民、市内事業所 【内】ゴーヤの種20粒(200袋)と栽培用ネット(3m×5m四方の廃魚網(100個))のセット、または種のみ

☎本所環境課内「環境つるおか推進協議会」 ☎内線719 【他】配布数量に達しなかった場合は同課(本所6階)で配布しますのでお問い合わせください

野焼きは法律で禁止されています

野焼きとは、廃棄物等を屋外で燃やす行為で、焼却することによって大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障を来します。違法に焼却すると懲役または罰金が科せられます。ドラム缶やブロック囲いでの焼却、基準に合わない焼却炉の使用も禁止されています。

野焼きを見つけた場合は本所環境課 ☎内線719または消防本部通信指令課 ☎22・8321へ。

ヒナを拾わないでください

春から夏にかけて、巣立ちして間もない幼鳥を見掛けることがあります。親鳥が近くにいるため、救護をしないでそのまま見守ってください。巣から落ちたヒナも同様です。詳しくは本所農山漁村振興課 ☎内線559または各地域庁舎産業課へ。

「緑の募金」にご協力をお願いします

5月4日④の祝日「みどりの日」は、国民が自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し豊かな心を育む日です。4月15日④～5月14日④は「みどりの月間」として、全国で「緑の募金」活動

が実施されます。この募金は、森づくりや街の緑づくり、学校の緑化活動等に有効に活用されます。市民の皆さんのご協力をお願いします。また、緑化活動を行う団体への交付金制度による助成を予定しています。詳しくは本所農山漁村振興課 ☎内線559または各地域庁舎産業課へ。

狂犬病予防注射は毎年春(4月～6月)に受けましょう

飼い主には、犬の登録と狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

▼4月・5月に全地域で集合注射会場を設けます(注射料金3,200円)

登録済みの方には3月末に案内ハガキを送付しています。日時・会場等は案内ハガキでご確認ください。都合に合わせてどの会場でも注射を受けられます(会場等詳細は市HP「暮らし・環境」)

▼犬を飼う場合は市への登録が必要です(新規登録料金3,000円) 注射会場でも新規登録や登録事項の変更手続きができます。他市町村から転入した方は、前所在地での鑑札を必ずお持ちください(鑑札をなくした方は別途1,600円が必要)

▼狂犬病予防注射・新規登録は動物病院でも行えます 案内ハガキをお持ちの上、個別にお受けください(料金は各動物病院にご確認ください)

▼共通 ☎健康課(にこふる) ☎内線363または各地域庁舎市民福祉課へ 【他】必ず犬を制御できる方がリード等をつなぎ、ふん尿の後始末ができるよう準備をしておいでください